

副本

平成26年(ワ)第3949号 法定速度の合理性に対する国家賠償請求事件

原告 野村 一也

被告 国家公安委員会 ほか5名

答 弁 書

平成26年12月24日

横浜地方裁判所第2民事部は係A 御中

被告国家公安委員会指定代理人

〒231-8411 横浜市中区北仲通五丁目57番地

横浜第2合同庁舎

横浜地方法務局訟務部門(送達場所 杉森宛)

(電話 045-641-7938)

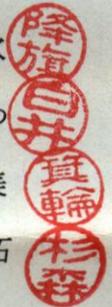
(FAX 045-224-4759)

上席訟務官 降旗 優次

上席訟務官 白井 ときわ

訟務官 箕輪 英美

法務事務官 杉森 拓



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の被告国家公安委員会に対する訴えを却下する
 - 2 訴訟費用のうち、原告と被告国家公安委員会との間で生じた部分は原告の負担とすること
- を求める。

第2 被告国家公安委員会に係る訴えについて

民事訴訟上の当事者能力を有する者は民法上の権利義務の主体となり得る者でなければならないところ、国の機関である行政庁は、民法上の権利義務の主体となり得ないことから、民事訴訟上の当事者能力を有しない。

したがって、国の機関である国家公安委員会は民事訴訟上の当事者能力を有しないから、国家公安委員会に対する本件訴えは不適法である。

第3 結語

以上のとおり、原告の被告国家公安委員会に対する訴えは、不適法な訴えとして速やかに却下されるべきである。